

① 運営に関する基準 貸与と販売の選択制について

【指導事例】

- ・多点杖を希望する利用者に対し、貸与又は販売を選択できることについて説明を行っていなかった。

令和6年4月から、福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制が導入され、下記の種目が特定福祉用具販売の給付対象に追加されたことから、介護支援専門員又は福祉用具専門相談員は、利用者に対して貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、かつ選択にあたっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえて提案を行った旨がわかるよう記録に残してください。また、当該福祉用具を貸与した場合、福祉用具専門相談員は利用開始後6ヶ月以内に少なくとも一度モニタリングを行い、当該福祉用具の利用の必要性について確認してください。

【令和6年4月より特定福祉用具販売の給付対象に追加された種目】

- スロープ ・平成11年3月31日厚生省告示第93号（以下「貸与告示」という。）第8項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいう。ただし、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。
- 歩行器 ・貸与告示第9項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器であるものをいう。ただし、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。
- 歩行補助つえ ・カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

(参照) ・介護保険最新情報 Vol.1296 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」（令和6年8月2日老高発0802第2号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001283760.pdf>

・厚生労働省ホームページ 福祉用具・住宅改修

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

② 運営に関する基準（福祉用具貸与計画の作成）

【指摘事例】

- ・福祉用具貸与計画において、アセスメントが作成されていなかった。

福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他のサービスの利用状況等の把握に努めるとともに、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与計画を作成してください。